

長崎県立大学地域創造学部履修規程

〔 平成 28 年 4 月 1 日
規 程 第 4 号 〕

改正 令和 2 年 3 月 24 日 規程第 33 号
改正 令和 3 年 3 月 24 日 規程第 68 号
改正 令和 3 年 12 月 1 日 規程第 104 号
改正 令和 4 年 2 月 2 日 規程第 1 号
改正 令和 7 年 3 月 5 日 規程第 3 号
改正 令和 8 年 2 月 4 日 規程第 2 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、長崎県立大学学則（以下「学則」という。）第 30 条第 3 項の規定に基づき、地域創造学部（以下「本学部」という。）の教育課程及び授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

（教育目的）

第 2 条 本学部は、地域の発展に必要な知識・知見と実践力を身に付け、幅広い視野で地域の課題を解決できる人材を育成することを目的とする。

（教育課程）

第 3 条 本学部の教育課程は、全学教育科目、専門教育科目及び教職に関する科目をもって編成する。

（最低修得単位数）

第 4 条 卒業に必要な単位数を 128 単位とし、全学教育科目及び専門教育科目の最低修得単位数は、別表第 1 に定めるところによる。

（全学教育科目）

第 5 条 全学教育科目の区分、各区分の授業科目、単位数その他履修に関する事項は、長崎県立大学全学教育履修規程（以下「全学教育履修規程」という。）に定めるところによる。

（専門教育科目）

第 6 条 専門教育科目の区分、各区分の授業科目、単位数その他履修に関する事項は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公共政策学科(別表第 2)
- (2) 実践経済学科(別表第 3)

（履修及び履修科目の登録）

第 7 条 学生は、履修登録した科目のみ履修することができる。毎学年所定の期日までにその学年又は学期において履修しようとする科目を登録しなければならない。ただし、授業時間が重複する授業科目は 2 科目以上履修登録することはできない。

（履修科目登録単位数の上限）

第 8 条 履修できる当該年度の総単位数は 48 単位を限度とする。ただし、次の各号に掲げる科目の単位は含まないものとする。

- (1) 長崎県立大学教職課程履修規程第 7 条に規定する教職に関する科目
- (2) 学則第 36 条、第 37 条及び第 38 条の規定により単位認定された科目

第9条 削除

削除[令和2年規程第33号]

(他の学部等における授業科目の履修等)

第10条 学則第35条に基づき、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、在学する学部の学部長を経て当該他の学部の学部長の許可を、同一学部の他の学科の授業科目を履修しようとするときは、在学する学部の学部長の許可をそれぞれ受けなければならない。ただし、卒業要件単位数に算入される同一学部の他の学科の学科専門科目を除く。

2 学長は、前項の規定により修得した単位については、30単位を超えない範囲で修得単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第11条 学則第36条の規定に基づき、入学前の既修得単位の認定を受けようとする者は、入学年度の指定された履修登録の期日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 既修得単位認定申請書(様式第1号)
- (2) 成績証明書又は学修の成果を証明する書類
- (3) 授業科目の概要を記した書類

一部改正[令和2年規程第33号]

(他の大学等における授業科目の履修)

第12条 学則第37条の規定に基づき、他の大学(放送大学を含む。)等における授業科目を履修しようとする者は、所定の期日までに出願票を提出しなければならない。

(外国の大学又は短期大学における授業科目の認定)

第13条 学則第37条第2項に基づき、外国の大学又は短期大学に留学し、修得した単位等を本学の修得単位として認定を受けようとする者は、所定の期日までに履修した授業科目の概要を記した書類及び成績証明書又は学修の成果を証明する書類を提出しなければならない。

(大学以外の教育施設等における学修)

第14条 学則第38条の規定に基づき、大学以外の教育施設等における学修を、本学の修得単位として認定を受けようとするものは、所定の期日までに、学修の成果を証明する書類を提出しなければならない。

2 単位を与えることができる学修、認定基準、対応する本学の授業科目及び単位数等については、学長が別に定める。

(試験)

第15条 試験は、各学期末に行う。ただし、授業担当者が必要と認めるときは、随時に行うことができる。

2 学生は、第7条に定める届出をした科目についてのみ試験を受けることができる。

3 原則として授業実施回数の3分の2以上出席をしなければ、当該科目の受験資格を失うものとする。

(追試験)

第16条 次の事由で試験を欠席した場合には、追試験を行うことがある。

- (1) 忌引
 - (2) 不慮の災害
 - (3) 病気
 - (4) 就職試験
 - (5) その他やむを得ない理由と認められる場合
- 2 追試験を受験する場合は、所定の期間内に、所定の証明書等を添え「追試験申請書」（様式第2号）を提出して許可を受けなければならない。

一部改正[令和2年規程第33号]

（再試験）

第17条 不合格となった科目については再試験を行うことがある。

- 2 再試験の実施については、学長が別に定める。

（成績の表示）

第18条 学生に通知する成績の表示及び成績証明書における成績の表示は、別表第4に定めるところによる。

（再履修）

第19条 学生は、単位を修得した科目についても、再履修することができる。

- 2 授業科目の最終の成績評価は、最終履修時の評価をもって当てる。

（GPA）

第20条 学業成績をはかる基準としてグレード・ポイント・アベレージ（Grade Point Average 以下「GPA」という。）を用いる。

- 2 GPAは、授業科目の成績評価に対するグレードポイント（以下「GP」という。）を定め、それに各授業科目の単位数を乗じ、その総和を登録科目単位数で除する成績係数とする。
- 3 GP、学期GPA、累積GPAの算出式等は、次の各号のとおりとする。

- (1) GP

成績表示	A(秀)	B(優)	C(良)	D(可)	F(不可) Y(失格)
GP	4.0	3.0	2.0	1.0	0

- (2) 学期GPAの算出式（小数点第3位以下切捨て）

$$\frac{\text{当該学期における} [(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目で得たGP})] \text{の総和}}{(\text{当該学期に履修登録した単位数}) \text{の総和}}$$

- (3) 累積GPAの算出式（小数点第3位以下切捨て）

$$\frac{\text{各学期における} [(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目で得たGP})] \text{の累計}}{(\text{各学期で履修登録した単位数}) \text{の累計}}$$

- 4 GPAの計算には、次の各号に掲げる授業科目は含めない。

- (1) 全学教育科目の英語科目及び中国語科目
- (2) 教職に関する科目
- (3) 合格又は不合格のみを判定する科目
- (4) 編入学、転入学の単位認定科目
- (5) 入学前の既修得単位認定科目
- (6) 他大学との単位互換等で修得した科目

(不正行為)

第 21 条 学生が、試験期間において不正行為を行った場合には、当該試験期のその者の科目（試験時間割に掲載されている科目に限る。）をすべて無効とし、第 18 条の規定による成績の表示は Y（失格）とする。

(進級要件)

第 22 条 学生が第 2 年次から第 3 年次に進級するためには、卒業要件単位のうち、64 単位以上を修得しなければならない。進級に必要な科目については、別に定める。

(再入学)

第 23 条 学則第 27 条の規定により、入学を許可された者については、退学又は除籍までの在学期間、休学期間及び停学期間は入学後の当該期間に通算するものとし、既に履修した授業科目について修得した単位は有効とする。

(委任)

第 24 条 この規程に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 24 日規程第 33 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 24 日規則第 68 号）

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和 3 年度入学者から適用し、令和 2 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 12 月 1 日規程第 104 号）

この規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 2 日規程第 1 号）

- 1 この規程は、令和 4 年 2 月 2 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程は、令和 3 年度入学生から適用し、令和 2 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月 5 日規程第 3 号）

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和 7 年度入学者から適用し、令和 6 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年 2 月 4 日規程第 2 号）

- 1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和 8 年度入学者から適用し、令和 7 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表第1(第4条関係) 最低修得単位数

[一部改正 令和3年規程第68号]

(1) 公共政策学科

科目区分				地域創造学部	
				公共政策学科	備考
全学教育科目最低修得単位数				36	長崎県立大学全学教育 履修規程別表第1
専門教育科目	学部共通専門科目			10	実践経済学科の学科専門科目の基幹科目及び発展科目(『経済関連分野』『地域経済関連分野』『企業経済関連分野』より8単位を上限として選択単位に含めることができる。
	学科専門科目	基幹科目		12	
		発展科目	地域課題関連分野	4	
			公共政策関連分野	4	
			経済・社会関連分野	4	
			実践科目	14	
		ゼミナール		12	
	関連科目				
	選択科目		32		
	専門教育科目合計			92	
最低修得単位数				128	

(2) 実践経済学科

科目区分				地域創造学部		
				実践経済学科	備考	
全学教育科目最低修得単位数				36	長崎県立大学全学教育 履修規程別表第1	
専門教育科目	学部共通専門科目			10	公共政策学科の学科専門科目の基幹科目及び発展科目(『地域課題関連分野』『公共政策関連分野』『経済・社会関連分野』より8単位を上限として選択単位に含めることができる。	
	学科専門科目	基幹科目		6		
		発展科目	経済関連分野			8
			地域経済関連分野			10 (※1)
			企業経済関連分野			10 (※1)
			実践科目			16
		ゼミナール		12		
	関連科目					
	選択科目		30			
	専門教育科目合計			92		
最低修得単位数				128		

(※1) どちらかの関連分野科目を10単位以上を選択必修

別表第2(第6条関係) 専門教育科目
 [一部改正 令和3年規程第68号、令和4年規程第1号、令和8年規程第2号]
 公共政策学科

区 分		授業科目	配当年次	単位数			備 考
				必修	選択必修	選択	
専学 部 科 目 共 通		地 域 創 造 概 論	1	2			必修10単位
		地 域 経 済 論	1	2			
		ミ ク ロ 経 済 学 入 門	1	2			
		マ ク ロ 経 済 学 入 門	1	2			
		基 礎 統 計 学	1	2			
学 科 専 門 科 目	基 幹 科 目	経 済 政 策 論	2	2			必修12単位
		公 共 政 策 論	2	2			
		政 策 形 成 論	2	2			
		政 策 評 価 論	2	2			
		地 方 政 治 学	2	2			
	発 展 科 目	地 方 財 政 論	2	2			4単位選択必修
		地 域 社 会 論	2		2		
		地 域 文 化 論	2		2		
		地 域 計 画 論	3		2		
		都 市 研 究	2		2		
		社 会 調 査 法	2		2		
		フ ィ ー ル ド 調 査 法	2		2		
		地 球 市 民 社 会 論	2		2		4単位選択必修
		地 方 自 治 論	2		2		
		市民参加論(NPO/NGO論を含む)	2		2		
		政 治 学 概 論	2		2		
		法 律 学 概 論	2		2		
		民 法	2		2		
		商 法	2		2		
		労 働 法	2		2		
		行 政 学	3		2		
		行 政 法	3		2		
		地 方 自 治 法	3		2		
		危 機 管 理 論	3・4		2		4単位選択必修
		政 策 の 計 量 分 析	3		2		
		ミ ク ロ 経 済 学	2		2		
		マ ク ロ 経 済 学	2		2		
		経 済 史	3		2		
		地 域 経 済 史	3		2		
		経 済 地 理 学	2		2		
		地 域 産 業 論	3		2		
		公 益 企 業 論	3・4		2		
		地 域 振 興 論	3		2		
		社 会 学 概 論	2		2		
		社 会 政 策 論	3		2		
		環 境 政 策 論	3		2		
		文 化 政 策 論	3		2		
		都 市 政 策 論	3・4		2		
		男 女 共 同 参 画 論	3		2		
		社 会 保 障 論	3・4		2		
		地 域 交 通 論	3・4		2		
	実 践 科 目	新 聞 で 学 ぶ 経 済 I	1	2			4単位選択必修
		新 聞 で 学 ぶ 経 済 II	2	2			
		新 聞 で 学 ぶ 経 済 III	3	2			
		日 経 リ レ ー 講 座	2	2			
		行 政 の 実 務 と 実 践	2	2			
		社 会 調 査 演 習	2			2	
		地 域 分 析 法 I	2			2	
		地 域 分 析 法 II	2			2	
		公 共 政 策 実 習	3		4		
		公 共 機 関 インターンシップ	3		4		

別表第2(第6条関係) 専門教育科目
〔一部改正 令和3年規程第68号、令和4年規程第1号、令和8年規程第2号〕

公共政策学科

区 分		授業科目	配当年次	単位数			備 考
				必修	選択必修	選択	
学科専門科目	ナゼミ	基礎演習	2	4			
		専門演習	3	4			
		卒業論文	4	4			
	関連科目	人文地理概説	2			2	
		自然地理概説	2			2	
		日本地誌	1			2	

- 学部共通専門科目及び学科専門科目92単位(必修44単位、選択必修 16単位、選択32単位)
- ・発展科目『地域課題関連分野』『公共政策関連分野』『経済・社会関連分野』から各4単位以上を修得。
 - ・『公共政策実習』『公共機関インターンシップ』のいずれか4単位を必修とする。
 - ・実践経済学科の学科専門科目の基幹科目及び発展科目(『経済関連分野』『地域経済関連分野』『企業経済関連分野』)より8単位を上限として選択単位に含めることができる。

別表第3(第6条関係) 専門教育科目

[一部改正 令和3年規程第68号、令和4年規程第1号、令和7年規程第3号]

実践経済学科

区 分		授業科目	配当年次	単位数			備 考	
				必修	選択必修	選択		
専 学 門 部 科 共 目 通		地 域 創 造 概 論	1	2			必修10単位	
		地 域 経 済 論	1	2				
		ミ ク ロ 経 済 学 入 門	1	2				
		マ ク ロ 経 済 学 入 門	1	2				
		基 礎 統 計 学	1	2				
学 科 専 門 科 目	基 目 幹 科	ミ ク ロ 経 済 学	2	2			必修6単位	
		マ ク ロ 経 済 学	2	2				
		経 済 統 計 学	2	2				
	発 展 科 目	経 済 関 連 分 野	経 済 数 学 I	1		2		8単位選択必修
			経 済 数 学 II	2		2		
			経 済 政 策 論	2		2		
			財 政 学 I	2		2		
			財 政 学 II	2		2		
			計 量 経 済 学	3・4		2		
			環 境 経 済 学	2		2		
			産 業 組 織 論	3・4		2		
			労 働 経 済 論	3・4		2		
			経 済 モ デ ル 分 析	3		2		
			ゲ ー ム 理 論	3		2		
			日 本 経 済 論	3		2		
			経 済 史	2		2		
		地 域 経 済 関 連 分 野	地 方 財 政 論	2		2		「地域経済関連分野」または 「企業経済関連分野」より 10単位選択必修
			社 会 政 策 論	3		2		
			農 業 経 済 論	3		2		
			地 域 金 融 論	2		2		
			地 域 デ ー タ 分 析	2		2		
			地 域 振 興 論	3		2		
			市 民 参 加 論 (NPO/NGO論を含む)	1		2		
			交 通 経 済 論	2		2		
			地 域 交 通 論	3・4		2		
			地 域 産 業 論	3・4		2		
		企 業 経 済 関 連 分 野	租 税 制 度 論	3・4		2		「企業経済関連分野」または 「地域経済関連分野」より 10単位選択必修
			社 会 保 障 論	3・4		2		
			環 境 政 策 論	3		2		
			簿 記 入 門	1		2		
			金 融 論	2		2		
			会 計 学 概 論	2		2		
			現 代 企 業 論	2		2		
			世 界 経 済 事 情	3		2		
			実 践 フ ァ イ ナ ン ス 論	3・4		2		
			リ ス ク マ ネ ジ メ ン ト 論	3・4		2		
	実 践 科 目	中 国 経 済 論	3		2		2単位選択必修	
		フ ー ド シ ス テ ム 論	3		2			
		現 代 産 業 論	3		2			
		人 的 資 源 管 理 論	3・4		2			
		中 小 企 業 論	3・4		2			
		経 営 分 析 論	3		2			
		新 聞 で 学 ぶ 経 済 I	1	2				
		新 聞 で 学 ぶ 経 済 II	2	2				
		新 聞 で 学 ぶ 経 済 III	3	2				
		日 経 リ レ ー 講 座	2	2				
ナ ゼ ミ ル	行 政 の 実 務 と 実 践	2			2			
	ビ ジ ネ ス 経 済 の 実 践	2	2					
	地 域 企 業 の 研 究	3		2				
	長 崎 白 書 実 践 演 習	3・4		2				
	企 業 イ ン タ ー ン シ ッ プ	2	4					
	基 礎 演 習	2	4					
	専 門 演 習	3	4					
	卒 業 論 文	4	4					

別表第3(第6条関係) 専門教育科目

[一部改正 令和3年規程第68号、令和4年規程第1号、令和7年規程第3号]

実践経済学科

区 分		授業科目	配当年次	単位数			備 考
				必修	選択必修	選択	
学科専門	関連科目	社会学概論	1			2	
		法律学概論	1			2	
		政治学概論	1			2	
		商法	2			2	
		労働法	2			2	
		民法	2			2	

○学部共通専門科目及び学科専門科目92単位(必修42単位、選択必修 20単位、選択30単位)

- ・学科専門科目の発展科目『経済関連分野』から8単位以上を修得
- ・学科専門科目の発展科目『地域経済関連分野』または『企業経済関連分野』から10単位以上を修得
- ・『地域企業研究』『長崎白書実践演習』のいずれか2単位を必修とする。
- ・公共政策学科の学科専門科目の基幹科目及び発展科目(『地域課題関連分野』『公共政策関連分野』『経済・社会関連分野』)より8単位を上限として選択単位に含めることができる。

別表第4(第18条関係) 成績の表示

成績評語	点数	単位付与	GP	備考
A(秀)	90～100点	合格	4.0	
B(優)	80点～89点	合格	3.0	
C(良)	70点～79点	合格	2.0	
D(可)	60点～69点	合格	1.0	
F(不可)	59点以下	不合格	0	
N(単位認定)	—	合格	—	他大学等で修得した単位の認定
G(合格)	—	合格	—	合格か不合格かを判定する科目
H(不合格)	—	不合格	—	合格か不合格かを判定する科目
Y(失格)	—	不合格	0	出席不足等で受験資格のないもの

既修得単位認定申請書

令和 年 月 日

長崎県立大学長 様

【申請者】
学籍番号
氏 名
電話番号

下記のとおり、長崎県立大学 学部履修規程第11条による既修得単位の認定を申請いたします。

記

卒業又は中途退学した 大学又は短期大学名 (学部名・学科名)				
在学期間 (休学期間等)		年 月入学～ 年 月(卒・中退)		
上記大学の既修得単位で、 本学の単位として認定を 希望する授業科目名		左記の科目に対応する 本学の授業科目名		備 考 (60単位を越える場合、認定を 希望する優先順位を記入する こと。)
(分野)授業科目名	単位数	(分野)授業科目名	単位数	

追 試 験 申 請 書

私は 〇〇のため下記科目の試験を受験できませんでしたので、
追試験をしてくださるようお願いいたします。

令和 年 月 日

学籍番号

氏 名

(Tel・携帯)

長崎県立大学長 様

記

試 験 月 日	科 目	担 当 教 員	備 考